

被災者生活再建支援について

生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援制度により支援金を支給します。(適用条件あり)

問 財政課 ☎ (93) 1115

■支給額

▼基礎支援金

○全壊世帯・解体世帯など 100万円 ○大規模半壊世帯 50万円

▼加算支援金(住宅の再建方法による)

○建設・購入 200万円 ○補修 100万円 ○賃借 50万円

※基礎支援金と加算支援金の合計額が支給されます。また、1人世帯の場合は、上記の3/4の金額となります。

住宅の修理に関する支援について

台風により一部損壊した住宅についての支援策が、内閣府と国土交通省から発表されました。この制度は必要最小限の修理を行うことで、被災者が引き続き元の住宅に住むことができるようにするものです。

詳しくは問い合わせてください。

問 都市計画課 ☎ (93) 5148

■災害救助法による支援

○住宅の応急修理(すでに修理したものは対象外)

■防災・安全交付金による支援

○屋根などの修理

住宅被害の相談窓口について

(独)住宅金融支援機構による電話相談窓口

住宅に被害を受けられた人に住宅の建替え、補修などに必要な資金の融資に関する相談を受けます。

■融資金利(令和元年10月1日現在)

▼建設・購入の場合 ○基礎融資金額 年0.24% ○特例加算額 年1.14%

▼補修の場合 年0.24%

■問い合わせ先

●(独)住宅金融支援機構 住宅金融支援機構お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)

☎ 0120 (086) 353

※利用できない場合 ☎ 048 (615) 0420 (9:00~17:00、祝日を除く)

ちば安心住宅リフォーム推進協議会による電話相談窓口

県内の被災住宅の修理や再建に関する、皆さまの不安や疑問について、専門家である建築士・建設団体担当者が、技術的な面から電話相談を受けます。

【例】・業者を紹介してほしい

・見積もりの見方がわからない など

■問い合わせ先

●ちば安心住宅リフォーム推進協議会事務局

☎ 0120 (331) 772 (9:00~17:00)

災害援護資金貸付

台風15号により、世帯主の負傷や住居・家財などに被害があった世帯の生活立て直しのための資金の貸付を行います。

問・申請先 社会福祉課 ☎ (93) 4192

■申込期限 12月31日(火)まで

■対象世帯 被災日(9月9日)に市に居住していて、世帯の平成30年分の市民税における総所得が下表の限度額未満である世帯

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増す毎に730万円に30万円を加算した額

■貸付限度額

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷がない場合	世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合
家財・住居に損害がない	該当なし	150万円
家財の1/3以上が損壊	150万円	250万円
住居が半壊	170万円~250万円	270万円~350万円
住居が全壊	250万円~350万円	350万円
住居全体が滅失・流失	350万円	350万円

減免・免除の措置

被災に伴う、減免・免除の措置は次の通りです。

■固定資産税・都市計画税 問 課税課資産税班 ☎ (93) 0444

減免	住宅の全壊など著しい被害を受けられた人や農地・宅地が流失、水没、埋没、崩壊などにより作付不能・利用不能となる被害を受けられた人について、損害の程度により納期未到来の固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。
-----------	--

■市民税・県民税 問 課税課市民税班 ☎ (93) 0443

減免	住宅の全壊など著しい被害を受けられた人について、損害の程度により納期未到来の市民税・県民税の減免を受けられる場合があります。
-----------	--

■介護保険料 問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

減免	住宅の著しい被害(半壊以上)を受けられた第1号被保険者、または生計維持者は、申請により今年度の納期未到来分について介護保険料の減免を受けられる場合があります。
-----------	---

■国民年金保険料 問 国保年金課 ☎ (93) 4085

免除	国民年金保険料の支払いが困難な人は、申請により令和元年8月分~令和3年6月分までの国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。
-----------	---

■国民健康保険税 問 国保年金課 ☎ (93) 4084

減免	国民健康保険税の支払いが困難な人は、申請により今年度の納期未到来分について国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。
-----------	---

■後期高齢者医療保険料 問 国保年金課 ☎ (93) 4085

減免	後期高齢者医療保険料の支払いが困難な人は、申請により今年度の納期未到来分について後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。
-----------	---

(※) 申請には「り災証明書」、「り災届出証明書」が必要になる場合があります。詳しくは問い合わせてください。